

質 疑 応 答

1-52 災害復旧事業において農地の改良復旧を申請することができるのはどのような場合ですか。

被災した農地の復旧にあたっては、原形復旧を基本とし、従前の効用回復を限度とした復旧が原則となります。これは、災害復旧事業が「被災前の機能を回復すること」を目的としており、査定要領に基づき採択の可否が判断されるためです。

ただし、農地については、原形復旧を厳密に適用することは現実的ではないため、以下の要件を満たす復旧を原形復旧とみなすこととしています。

1. 区画形状を変更しない
2. 用排水機能に影響しない範囲での標高変化
3. 旧畦畔の効用（境界・土止・止水）を回復するために必要最小限の工法変更
4. 耕心土の厚さを近傍農地の標準厚さとし、農地として利用可能な土で復旧すること
5. 必要な地均しや締固め等の基盤整備を行うこと

また、地形・地貌の変化が著しく原形復旧が著しく不適當な場合には、区画変更や代替開墾も可能とされています。

さらに、農地は道路・用排水路等と一体的に土地利用が構成されているため、一筆ごとの原形復旧のみでは再度災害防止には限界があり、面的な区画形質の改良を伴う復旧によって初めて安全性の向上が図られると整理されています。

一方で、従前の効用回復を超える復旧（例：未被災箇所を整備、生産性向上、将来災害への備え等）については、災害関連事業や既存の土地改良事業等を組み合わせて対応する必要があります。

改良復旧の主な類型とその例は以下のとおりです。

- ・ 災害復旧事業（効用回復の範囲内）
例：農地の法面を擁壁で復旧
- ・ 災害復旧事業＋災害関連事業（効用回復を超える部分）
例：未被災箇所を含めたほ場全体の区画整理・排水再編

質 疑 応 答

- ・ 災害復旧事業＋既存土地改良事業等（機能の向上）
例：生産性向上を目的とした未被災箇所を含めた大区画化

（参考）

災害復旧事業における改良復旧の推進について（令和6年8月26日付け農村振興局整備部
防災課長通知）